

針刺し後のH I V感染防止体制整備実施要領

第1 目 的

エイズ医療の充実を図るため、エイズ治療拠点病院等（以下「医療機関等」という。）が行う、エイズ診療等における針刺し事故（以下「事故」という。）によるH I V感染を予防するため、必要なH I V感染予防薬（以下「予防薬」という。）を配置し、エイズ診療における院内感染防止体制を整備する。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、県とする。

第3 事業の内容

1 予防薬の配置及び提供

- (1) 県は、必要に応じてエイズ治療拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び、県が必要と認めた医療機関（以下「配置医療機関」という。）に予防薬を配置する。
- (2) 拠点病院は、事故により予防薬を必要とする医療機関等に対し、必要な予防薬を提供するとともに、必要に応じた指導、助言を行うものとする。
- (3) 配置医療機関は、事故により予防薬を必要とする医療機関等に対し、必要な予防薬を提供する。

2 手続き

(1) 配置

- ① 拠点病院及び配置医療機関は、配置した予防薬を良好な状態で管理するものとし、事故及び提供により不足する予防薬、又は使用期限の到来する予防薬がある場合には、その種類及び必要量をH I V感染予防薬要求書（別紙様式1）により、県が予防薬の配置を委託した薬局等（以下「委託薬局等」という。）に要求するものとする。
- ② 委託薬局等は、予防薬を配置するときにH I V感染予防薬引渡書（別紙様式2）を拠点病院及び配置医療機関に送付するものとする。
- ③ 予防薬を受領した拠点病院及び配置医療機関は、H I V感染予防薬受領書（別紙様式3）を速やかに委託薬局等に提出するものとする。

(2) 医療機関への提供

- ① 事故が発生した医療機関等は、2時間以内に拠点病院の医師の診察が受けられない場合は、拠点病院の医師の診察を受けるまでに必要な数量をH I V感染予防薬依頼書（別紙様式4）により拠点病院及び配置医療機関に依頼するものとする。
なお、事故が発生した場合、緊急に予防薬を投与する必要があることから、F A X等で依頼して差し支えないものとする。
- ② 医療機関等から予防薬の要求があった拠点病院及び配置医療機関は、拠点病院の医師の診察を受けるまでに必要な予防薬を提供するものとする。
- ③ 予防薬を受領した医療機関等は、H I V感染予防薬受領書（別紙様式5）を提供した拠点病院又は配置医療機関に提出するものとする。

3 その他

- (1) 事故が発生した場合には、「血液・体液曝露事故（針刺し事故）発生時の対応」（国立研究開発法人国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター）や「抗エイズ治療ガイドライン（医療従事者におけるH I Vの曝露対策）」（H I V感染症及びその合併症の課題を克服する研究班）などにより投薬等を行うこと。
- (2) 針刺し事故は原則として労災保険の対象であり、抗HIV予防薬の投与も労災保険の療養の範囲に含まれるため、労災保険を優先するものとする。

附 則
この要領は、平成 9 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 11 年 9 月 14 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 3 年 9 月 17 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。